## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

	商号または名称	代表者氏名	住 所
1	株式会社エノモト防災工業	代表取締役 中村 誉人	千葉県木更津市長須賀627-0
2	株式会社ニッショウ	代表取締役 金子 勝明	東京都江東区猿江2-8-0
3	株式会社東洋実業	代表取締役 横田 正弘	北海道札幌市中央区北六条西22-2-5
4	三津浜工業株式会社	代表取締役 木々津 栄一	東京都大田区蒲田2-19-10
<b>⑤</b>	富士防災設備株式会社	代表取締役 遠藤 肇	東京都文京区後楽2-20-13
6	防災技術センター株式会社	代表取締役 宮川 哲男	千葉県千葉市中央区若宮1-20-8

## 2 指名停止期間

全省庁統一資格 全資格の種類

平成27年10月10日~平成27年11月9日(1ヶ月)

- 3 指名停止措置の範囲:北海道森林管理局管内
- 4 指名停止の理由

本件は、第一防災株式会社の代表取締役及び関東支店長は、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備が正常に作動するかを調べる業務の入札で落札できるよう、当該入札に参加した他9社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成27年7月6日、公契関係競売等妨害容疑で警視庁捜査二課に逮捕された。

上記の有資格者については、代表役員等がこの入札談合に加わり、平成27年8月6日 に、談合罪で略式起訴された。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」 (平成26年12月4日付け26林政政第338号)別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当することから、1ヶ月の指名停止を行うものである。

## 〈参考〉

## 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(抜粋)

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(第1、第2、第3及び第4関係)

措 置 要 件	指名停止の期間
恒 安 件 (公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又は口に掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場	指名停止の期间 逮捕又は公訴を知った日から 1ヶ月以上12ヶ月以内
合を除く。)。 ロ 当該地方支分局等の管轄する区域外の他の公共機関の職員	

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課

直 通: 011-622-5214 担当者: 主計係(内線307)